

令和 2 年

第 3 回 市議会定例会

議案の説明資料

目 次

第 73 号議案	浜松市総合体育館条例等の一部改正について……………	2
第 74 号議案	浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業施行条例の廃止について…	4
第 75 号議案	浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について……………	7
第 76 号議案	林道白倉山線陥没事故に関する和解及び損害賠償額について……………	8

浜松市総合体育館条例等の一部改正について

(提案理由)

スポーツ施設の使用料について、平成 27 年度の使用料見直しに基づき、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、受益者負担水準の統一を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

同種施設における料金の差異の解消を目的として、施設区分ごとに、現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るものです。ただし、現行単価と基準単価に著しく差異がある場合は、現行単価の 1.5 倍を上限とします。

なお、今回の改正は、令和 2 年度末に指定管理者の更新を迎える次の施設に限り行うものです。

施設区分・施設名称等	施設料金 (円)		改正する 条例
	改正前	改正後	
(1) 体育館 A (全面利用 2 時間あたり基準単価 3,500 円)			
舞阪総合体育館 全面	3,760	3,500	浜松市総合 体育館条例
水窪総合体育館 全面	400	600	
(2) 体育館 B (全面利用 2 時間あたり基準単価 720 円)			
天竜体育館 全面	1,140	720	浜松市総合 体育館条例
(3) 運動広場 (全面利用 2 時間あたり基準単価 1,780 円)			
舞阪乙女園グラウンド	490	730	浜松市運動 広場条例
(4) 庭球場 (全面利用 2 時間あたり基準単価 1,100 円)			
天竜庭球場 1 面につき	440	660	浜松市庭球 場条例
(5) 武道場 (半面利用 2 時間あたり基準単価 400 円)			
天竜武道館半面につき	280	400	浜松市武道 場条例

※表中の利用料金は、利用区分・利用時間区分が複数ある場合は最も標準的なパターンを 2 時間あたりの金額で示したものとします。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、新総合体育館条例の規定により算定した利用料金の額が改正前の規定により算定した利用料金の額を下回る場合を除き、なお従前の例によるものです。

(第 74 号議案の説明資料)

市街地整備課

浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業施行条例の廃止について

(提案理由)

浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業が令和元年度をもって完了したことに伴い、条例を廃止するものです。

(改正内容)

浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業施行条例（平成 26 年浜松市条例第 69 号）を廃止するものです。

(施行期日)

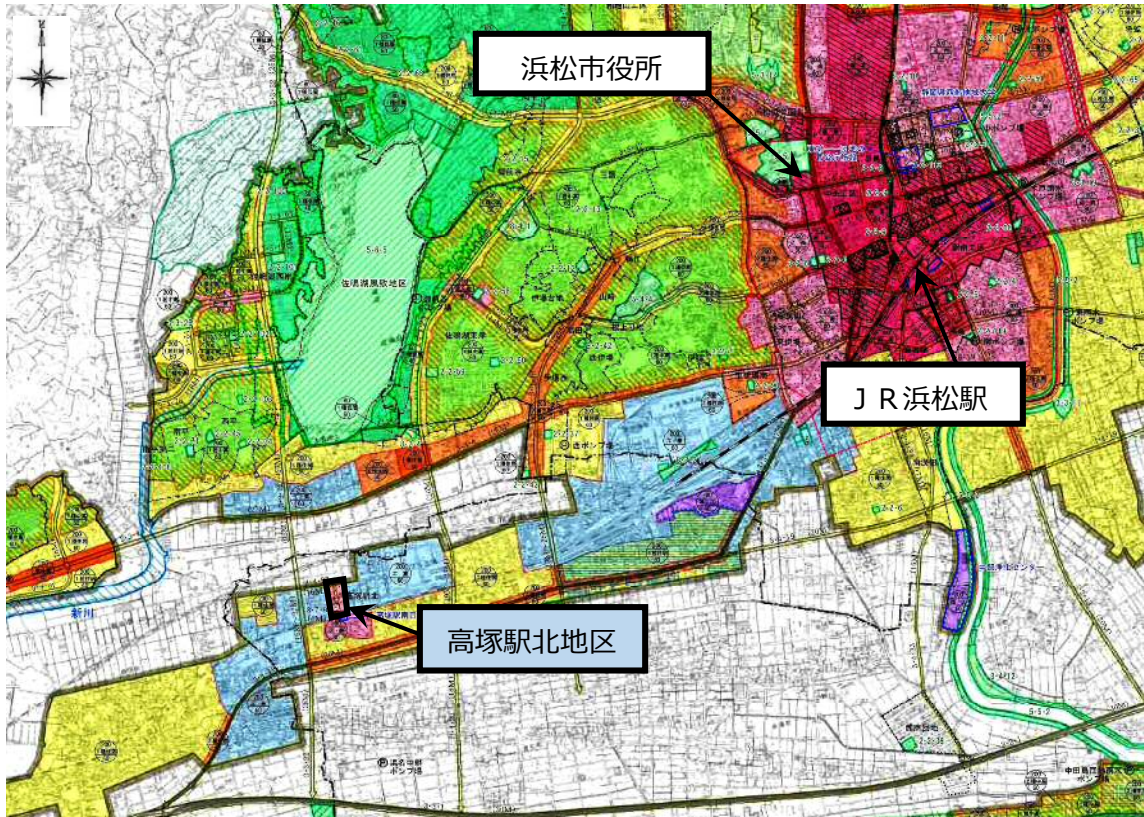
この条例は、公布の日から施行するものです。

(参考)

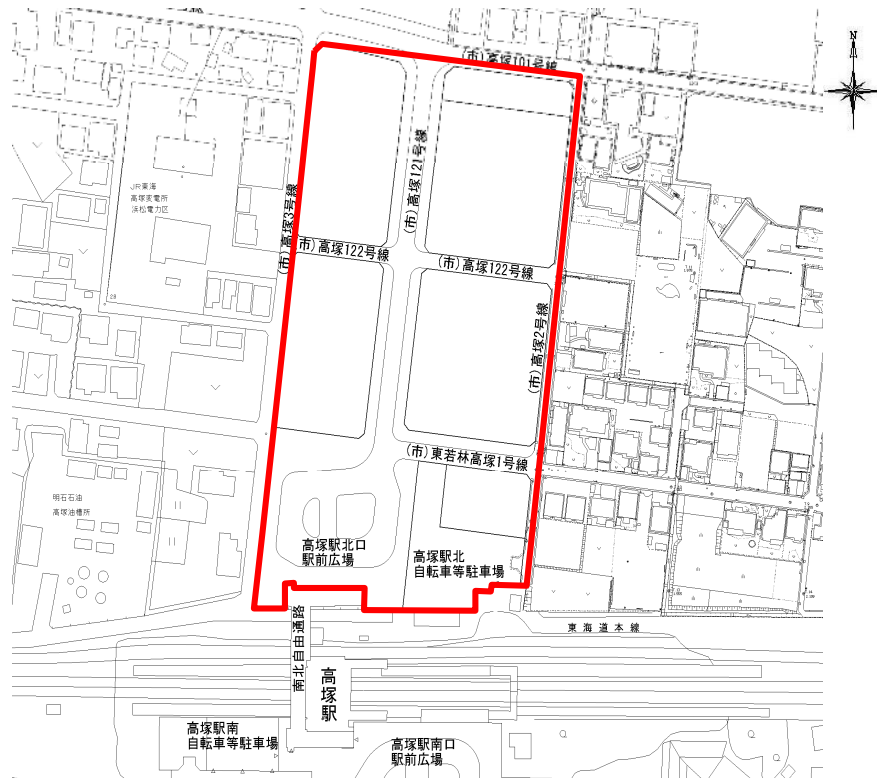
浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業の経緯等

- ・都市計画決定 平成 26 年 7 月 11 日
- ・事業計画決定 平成 26 年 10 月 10 日
- ・換地処分公告 令和元年 5 月 17 日
- ・事業施行年度 平成 26 年度から令和元年度まで
- ・総事業費 17 億 3,200 万円
- ・施行面積 2.3ha

位置図



拡大図



(第 75 号議案の説明資料)

緑政課

浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

(提案理由)

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）及び生産緑地法施行令（昭和 49 年政令第 285 号）の改正に伴い、緑がもたらす良好な景観や防災の機能を確保し、市街化区域内の農地等を緑地として保全を図るため、条例を制定するものです。

(制定内容)

市街化区域全域において指定する生産緑地地区の面積要件を、一団の農地等面積 500㎡以上から 300㎡以上に緩和するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

林道白倉山線陥没事故に関する和解及び損害賠償額について

(提案理由)

令和元年 1 月 1 日 19 日に発生した林道白倉山線陥没事故に関して、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、和解及び損害賠償額について提案するものです。

(経過等)

令和元年 1 月 1 日 19 日、A 氏が運転する車両（株式会社太田建材所有）が林道白倉山線を南進中、林道（浜松市天竜区水窪町奥領家 5 9 4 8 番 3 地先）に発生した穴ぼこ（幅 1. 5 m、長さ 6 m）に左側車輪を落とし、左側の水窪川に転落したことにより、相手方が負傷し、車両が全損しました。

令和元年 1 月 2 日 19 日、保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）と市が事故現場を確認し、運転者に過失はなく、市の林道の設置及び管理に瑕疵があると判断しました。令和 2 年 1 月 1 日 7 日から保険会社が提示する賠償金額を基に交渉を続け、一部の金額が確定した 1, 2 3 4, 7 4 3 円について、令和 2 年 4 月 2 日に A 氏、株式会社太田建材、市の 3 者において一部示談をしました。

令和 2 年 4 月 2 日に一部示談をすることができなかった留保事項（車両代、休車補償費、慰謝料）について、A 氏に対し 9 1, 3 4 9 円（慰謝料）を、株式会社太田建材に対し 5, 3 3 6, 9 5 6 円（車両代、休車補償費、慰謝料）を浜松市が賠償する示談案について、令和 2 年 4 月 2 日 1 日に A 氏及び株式会社太田建材が承諾したことから、本件を和解し、損害賠償額を定めることについて提案するものです。

(和解条項及び損害賠償額)

- 1 浜松市は A 氏に対し、本件事故の損害の賠償として、慰謝料 9 1, 3 4 9 円を支払う義務があることを認める。
- 2 浜松市は株式会社太田建材に対し、本件事故の損害の賠償として、車両代、休車補償費及び慰謝料 5, 3 3 6, 9 5 6 円を支払う義務があることを認める。
- 3 浜松市は A 氏及び株式会社太田建材に対し、前 2 項の金員を令和 2 年 7 月 3 1 日限り、それぞれ、A 氏及び株式会社太田建材の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。
- 4 A 氏は浜松市に対し、株式会社太田建材は浜松市に対し、その余の請求を放棄する。
- 5 A 氏、株式会社太田建材及び浜松市は、A 氏と浜松市の間及び株式会社太田建材と浜松市の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(和解の相手方)

磐田市下神増

A氏

磐田市下神増 895番地3

株式会社太田建材 代表 太田 耕治

(一部既払分)

A氏 240,000円

株式会社太田建材 994,743円

林道白倉山線陥没事故発生箇所位置図

